



室蘭工業大学

学術資源アーカイブ

Muroran Institute of Technology Academic Resources Archive



判例に見る憲法上のプライバシー権

メタデータ	言語: jpn 出版者: 室蘭工業大学 公開日: 2014-03-04 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 長, 利一 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10258/583

判例に見る憲法上のプライバシー権

長 利 一

A Constitutional Right of Privacy in Judicial Cases

Toshikazu Tyou

Abstract

There exists a view that Japanese courts have approved a privacy right only on the private law level. I have been doubtful of it. Case study will be helpful to be exact. The present paper accordingly attempts to examine the tendency of judicial cases concerning the privacy right during the two decades from 1964 to 1984. The investigation here is made by paying much attention upon the legal principle and logic of the cases with their limitations. I have to say in addition that this study is motivated by the legislation of the personal Data Protection Act of 1988. Therefore, this kind of case study will present some positive materials when theory and practice of a constitutional right of privacy comes to be discussed.

[目 次]

はじめに

I 私事公表モデルケース

私人による侵害

① 「宴のあと」事件

II 情報化モデルケース

A 私人による侵害

② 日経マグロウヒル事件

B 公権力による侵害

③— a 大阪証券労組事件 b 国鉄田町電車区入浴事件 c 京都

市公安条例違反デモ事件

- ④ 京都市中京区長前科照会回答事件
- ⑤ 厚生省援護局在日台湾人調査票訂正請求事件

結びにかえて

はじめに

1988年の個人情報保護法¹⁾（以下単に「保護法」という）の制定に先立ち、同法の政府原案の策定に際し多大な影響力をもったと見られる「個人情報保護研究会²⁾」の林修三座長が、「とられるべき立法措置について³⁾」と題するコメントの最後に次のような見解をつけ加えている。すなわち、「プライバシーの観念は、わが国においては実定法上のものではなく、もっぱら学問または判例の上で論ぜられているもので、その内容は、まだ必ずしも明確でないが、一応他人にのぞき見されたくない自分に関することがらを他人にのぞき見されない権利といったものと考えられている。そしてそれは、私法上の権利である⁴⁾」とされる。これによると、これまでのわが国の判例が認めるプライバシーの権利は私法上の権利にすぎないという認識のようである。こうした認識を反面から見ると、裁判所はこれまでのところ私法上の権利を越えて憲法上のプライバシー権まで認めるところにまで達してはいないとの見方もできよう。プライバシー権に対する判例の態度に関するこのような見方はどこまで正確といえるのであろうか。本稿はこのような問題意識を一つの契機にして、「もっぱら学問……の上で論ぜられている」プライバシー権が「私法上の権利」であるかどうかはともかく⁵⁾、さしあたりこれまでのプライバシー判例をあらためて検討することにより、「もっぱら……判例の上で論ぜられている」プライバシー権が「私法上の権利」にすぎないのか、それとも憲法上の権利も承認されるに至っているのか、そしてこれを消極積極何れに解しうるにせよ、そこにはプライバシー判例全体を通じて内在するどのような法理と論理が見られ、また、それはどのような限界をもつものなのか、といった諸点を解明しようとするものである。

固より、このような判例の再検討に当っては、1988年に成立を見た保護法が念頭に置かれている。とりわけ同法を、プライバシー権につき法律上の権利を設定したにとどまるものと見るか、それとも憲法上の人権を具体化したものと見るかが⁶⁾、今後、行政機関や裁判所による解釈・適用といった法律の運用レベルにおいて中心問題となってこよう。したがって、こうしたプライバシーの権利をとり巻く問題状況の中で、これまでの判例の動向は、保護法第1条に規定する「個人の権利利益の保護」の内容や範囲等の解釈⁷⁾に何らかの方向性を与える上で一定の役割を果たすものと見られる。また、こうした判例の再検討は、憲法上のプライバシー権の権利内容や法的性格等についての理論的解明にも生きた具体的な素材を提供しうるものと考えられる。

なお、本稿では、わが国の裁判において初めてプライバシーの権利を認めたとされる判決が1964（昭和39）年に出てから1984（昭和59）年までの20年間の中で代表的な判例を幾つかとりあげるが、これらの判例を検討する際には、ひとまず、何を基準にしてこれまでの判例をカテゴリー化したらよいかの問題となろう。プライバシー権の侵害という場合、誰が、誰の、どのようなプライバシーを、どのように侵害したのかといった、侵害の主体、客体、行為態様等の基準によりカテゴリー化することができるが、本稿ではさしあたり便宜上、侵害の行為態様を基準にした枠組みを採用することにする。すなわち、裁判で争点となった権利侵害が、個人の私生活の秘密を「公表」する態様で行なわれたものか、それともコンピューター利用を中心とする「情報化」（情報産業の発達を前提としたデータ・バンク社会—「情報化社会」ないし、政府のデータ・バンク化—「情報化国家」）の文脈において生じたものかにより、大雑把に二類型のモデルケースに分け、前者の判例を「私事公表モデルケース」とし、後者の判例を「情報化モデルケース」とする。その上で、行為態様以外の基準をも考慮に入れてもう少し細かなカテゴリー化を進めながら、そのカテゴリーに属する判例毎に、私法上・憲法上のプライバシー権に対して裁判所がどのような態度をとっているかを検討して行きたい。

- 註1) 同法の正式名称は「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」(法律第95号)という。
- 2) 「行政機関における個人情報の保護に関する研究会」(座長・林修三)(以下「林研究会」という)は、1983年の第二次臨時行政調査会の答申を受けた政府の閣議決定(行革大綱)を直接の契機として開催された。すなわち、「昭和60年行革大綱(昭和59年12月29日閣議決定)により、『政府としての方針を取りまとめるよう努めるものとする』とされていたことに伴いその参考に資するため」総務庁は同研究会を開催することにしたという(総務庁行政管理局編集：行政機関における個人情報保護対策、1頁、ぎょうせい、1987年)。「林研究会」の報告書は保護法の政府原案の策定に際し多大な影響力をもったと見られるが、行革を直接の契機とするこうした開催の事情とそれに規定された同研究会の基本的性格は、その報告書の内容とも無関係であるとは考えられない。とりわけ、同報告書が保護法の立法目的につき、「個人の権利利益の保護」とともに、それと社会公共の利益との調整の必要性、「行政活動の適正かつ円滑な執行」などを強調している点は、後出の現行保護法1条(目的条項)の解釈ともかかわって、今後、問題になってくると予測される。ここではさしあたり、「林研究会」の開催の事情とそれに規定された同研究会の基本的性格がどのようなものかに注目しておく必要がある。
- 3) 林修三「国の行政機関等における個人情報の保護——とられるべき立法措置について」：ジュリスト879号、特集、個人情報の保護、6頁以下(1987年)。
- 4) 林修三前掲論文10頁。保護法の政府原案策定の参考に資するためその報告書を取りまとめた「研究会」の座長が林修三氏であったという事実から見て、プライバシー権に関する氏のこのような見解は注目される。
- 5) 有力な憲法学説は、プライバシーの権利を私法上の権利としてのみならず憲法上の権利として見ているといつてよい。例えば、佐藤幸治：憲法、315頁以下(青林書院、1981年)。多くの憲法学説も同様に解するものと思われるが、とりわけ松井茂記「プライバシーの権利について」：法律のひろば、第41巻3号特集・個人情報の保護と今日の課題31頁(1988年)は、「憲法学説もプライバシー権を憲法上保護された基本的人権と承認している。プライバシー権は確立したと言ってもよかろう」という。このような認識からくれば、林前掲論文のプライバシー権認識は相当隔っているものと解されるが、この点をどう見るか。松井前掲論文の見方からすると、憲法学説上論ぜられているプライバシー権が私法上の権利にとどまっているとはどういえないであろう。(後註6)も参照。もっとも、憲法学説の中にもプライバシー権の憲法上の権利性を消極に解する見解もある。例えば、橋本公巨「国における個人情報保護のあり方—報告書を読んで」：ジュリスト879号特集・個人情報の保護、12頁(1987年)は、プライバシー権を「直ちに憲法上の権利として認めることは、目下のところ困難であると思われる(極めて特殊な例外を除く)。情報プライバシーの権利は、法律の制定をまって始めて認められる権利である」とする。また伊藤正己：憲法、228頁以下(弘文堂、1982年)も参照。伊藤説は後述。

- 6) 林前掲論文のいうように、プライバシー権が私法上の権利にすぎないとしたら、保護法の立法化による法律上の権利設定は広汎な立法政策に服することになるが、多くの憲法学説のいうように、プライバシー権を私法上のみならず実定憲法上保障された（とくに13条を根拠に）権利と見るならば（もっとも、その権利内容や性格等につきなお議論の余地があるのは確かであるが）、保護法の立法化により憲法上のプライバシー権をあらためて確認しこれを具体化したものと解される。現行保護法はこうした課題にどのような立法的解決を与えているのか、今後、同法の解釈・適用のレベルで問題となつてこよう。そうした意味でも、裁判所の今後の態度が注目されることである。
- 7) 保護法第1条は次のように規定する。

「この法律は、行政機関における個人情報の電子計算機による処理の進展にかんがみ、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」憲法上のプライバシー権の承認をめぐるの消極積極の立場の違いに由来するであろう今後の保護法の解釈上の対立は、とりわけ同法1条にいう「個人の権利利益」の解釈をめぐる争われることにならう。

I 私事公表モデルケース

私人による侵害

- ① 「宴のあと」事件（東京地判昭和39年9月28日、下級民集15巻9号2317頁）⁸⁾

本判決は次のようにいう。「近代法の根本理念の一つであり、また日本国憲法によって立つところでもある個人の尊厳という思想は、相互の人格が尊重され、不当な干渉から自我が保護されることによってはじめて確実なものとなるのであって、そのためには、正当な理由がなく他人の私事を公開することが許されてはならない……。私事をみだりに公開されないという保障が、今日のマスコミュニケーションの発達した社会では個人の尊厳を保ち幸福の追求を保障するうえにおいて必要不可欠なもので……。その尊重はもはや単に倫理的に要請されるにとどまらず、不法な侵害に対しては法的救済が与えられるまでに高められた人格的な利益であると考えるのが正当であり、それは、いわゆる人格権に包摂されるものではあるけれども、なおこれを一つの権利と呼ぶことを妨げるものではない」と。

本件では原告が民法709条違反と同時に、憲法13条等も援用するといった訴訟提起の仕方をとったことから、これに應える形で、判決は明らかに民法のみならず憲法13条をも根拠にプライバシーの権利を認めている。一般に、この判決は、わが国で初めてプライバシーの権利を法的権利として認めた点で画期的意義をもつものと評価される⁹⁾（もっとも、時期的には後出の大阪証券労組事件判決の方が若干早かったようであるが¹⁰⁾、「宴のあと」判決がこのような評価を受けるのには、本件の方が話題性等の点で世間の注目を集めたせいもある)。ただ、裁判所がプライバシーの権利に民法上のみならず憲法上の根拠を与えたことについては、次のような受けとめ方が見られる。伊藤正己教授によると、「憲法の基礎となっている個人主義の理念（13条）を強調し、そこにプライバシーを尊重すべきことの思想的基盤を求める考え方は意味があるとしても（傍点は筆者）、かかる理念を実定法上の根拠となしうるかは疑問であるとされる。¹¹⁾ プライバシー権は民法上の不法行為として処理すれば足り、それ以上独自に実定憲法上の権利として構成すべき必要性に乏しいということであろう。にもかかわらず、裁判所が敢えてプライバシーの権利に憲法的保護を付与する踏み込んだ判断を示したことについてどう評価すべきかの問題は依然として残っている。この点は、伊藤教授も自らいうように、少なくともプライバシー権の憲法的な「理念のうらづけを示して¹²⁾」その私法上の権利性を支え強める補強的意義をもたせようとしたのだと解することもできよう。しかし、このような消極的評価に対しては、私人間の人権—プライバシーの権利と表現の自由との一調整の上で、そうした補強的意義を一步踏み越えて、一方のプライバシーの権利に、他方の表現の自由に対抗しうる実定法的権利性を肯認した点で独自の意義をもつものとの積極的評価も可能であろう¹³⁾。

しかし他方で、裁判所の判断に対する伊藤教授の消極的な評価のもう一つの理由に、「憲法の人権保障が私人間にも効力をもつかどうかは議論のあるところ¹⁴⁾」だとして、私人相互間の紛争の解決の仕方として安易に憲法上の権利性を認めるべきではないという主張がある。私人相互間の人権調整が問題となる場合は、私人たる両当事者の人権の性質毎に吟味する必要がある。本件の場

合、一方の私人たる当事者のプライバシーの権利に対置される、他方の私人たる当事者の人権が表現の自由、それも芸術的価値をもつと見られる表現の自由であることから一さらには、憲法上のプライバシー権が内容上確定したものとなっていないとの議論もあることを考え併せると一慎重な判断が求められることも確かであろう。ただ、芸術性の有無や程度の判断は往々にして困難かつ微妙なこともあり、プライバシーが侵害されたとする側の権利との比較衡量をいっそう困難にしている。もっとも、伊藤教授の主張はプライバシー権の憲法上の実定法的権利性を承認しないという前提に立つので、そもそも私人相互間の人権調整それ自体を問題とする余地がないということであろうか。

なお、本判決で示されたプライバシーの権利を「私事をみだりに公開されない」権利として規定する、裁判所によるプライバシー権の基本的理解ないし基本的思考様式（本稿ではさしあたり、「私事公表（公開）の法理」と呼ぶ）は、後述するように、その後のプライバシー判例全般を通じて概ね、判例の基本的方向とその論理を規定することになったものである。そのような意味では、本「宴のあと」判決は、わが国のプライバシー判例史上において「私事公表の法理」適用の出発点を画する意義を担うものと評価できよう。

註8）私事公表モデルケースの系列に属する判例として、本判決の他に、「エロス+虐殺」事件（東京高決昭和45年4月13日）、ノンフィクション「逆転」事件（東京地判昭和62年11月20日）などがある。「エロス+虐殺」事件判決につき、佐藤幸治「過去の事実の公表—映画『エロス+虐殺』事件」：マスコミ判例百選（第二版）、126頁以下（1985年）、同「プライバシー侵害と表現の自由—『エロス+虐殺』事件」：憲法判例百選Ⅰ（第二版）、106頁以下（1988年）など。

9）例えば、伊藤正己「プライバシーと表現の自由」：増刊ジュリスト憲法の判例（第二版）、120頁（1971年）は、本判決をもって「わが国において、プライバシーの権利をはじめとりあげ、それが法によって保護されるものとして承認した点において、注目に値する判決である」とし、久保田きぬ子「プライバシーと表現の自由」：憲法判例百選（新版）、45頁（1966年）も、「プライバシーの権利をわが国ではじめて承認した判決である」とする。さらに最近でも、松本昌悦「プライバシーと表現の自由—『宴のあと』事件」：憲法判例百選Ⅰ（第二版）、105頁（1988年）は、「本判決が裁判上、プライバシー権を最初に認めた判決であるとして注目されてきた」とする。

なお、本判決の評釈につき他に、奥平康弘「『宴のあと』事件について」：判例時報

389号39頁以下、五十嵐清「プライバシーの権利—『宴のあと』事件」：マスコミ判例百選（第二版）、122頁以下（1985年）など。

- 10) この点を指摘するのは、阪本昌成「プライバシーの権利性」（『宴のあと』事件）：別冊法学教室憲法の基本判例、37頁（1985年）。
- 11) 伊藤正己前掲判例評釈120頁は、「それ（幸福追求権—筆者）のみをプライバシーの権利の根拠とするのであれば疑問が少なくない。幸福追求権という観念は、きわめて不明確であり、そこからプライバシーのような裁判規範によって現実に救済を受ける法的権利を直ちにひきだすことには疑いがある」として、判決がプライバシー権の憲法上の根拠法条に掲げる13条の幸福追求権の具体的権利性に疑問を提起する。また、同：憲法、226頁以下、とくに229-231頁（弘文堂、1982年）。なお、その上、プライバシー権の裁判規範性そのものに疑問を呈するのは、菅野孝久「『プライバシー』概念の機能の検討—不法行為法における非実用性」：ジュリスト653号特集＝名譽・プライバシーの新展開、60頁以下（1977年）

このような見解に対して、今日の有力な憲法学説は幸福追求権の具体的権利性を認める。例えば、芦部信喜編：憲法Ⅱ人権(1)、138頁以下（種谷春洋執筆）（有斐閣、1978年）、佐藤幸治：憲法、311頁以下（青林書院、1981年）、樋口、佐藤（幸）、中村（睦）、浦部：注釈日本国憲法上巻、268頁以下、とくに271頁（佐藤幸治執筆）（青林書院新社、1984年）。もっとも、注釈日本国憲法上巻271頁（佐藤執筆）では、プライバシー権がその一部を構成するとされる幸福追求権の具体的権利性を例証する判例として、「宴のあと」判決ではなく、後出の肖像権判決（最大判昭和44年12月24日）が援用されているのが注目される。
- 12) 伊藤正己前掲書229-230頁は、本判決が憲法13条の幸福追求権を援用したことにつき無意味だとするのではなく、「この判旨（『宴のあと』判決—筆者）も、憲法から直接にひき出されるというより、その理念のうらづけを示して他の成文法を通じてプライバシーの権利を認めるものであって、私見と共通するところが多い」とする。
- 13) なお、消極的見解として尾吹善人「言論の自由と営利目的」：法律時評33巻5号21頁参照。これに対して、佐藤幸治「プライバシーの権利」：清宮、佐藤（功）、阿部、杉原編『新版憲法演習1』、249頁（有斐閣、1987年）（以下、佐藤「プライバシーの権利」）は、プライバシー権の憲法上の権利性の積極的承認を前提として、本判決が、「私法上全く無関係とはいえないから…個人の尊厳の思想や幸福追求権に言及し…つつ、『私生活をみだりに公開されない』という意味でのプライバシーの権利が私法上保護されるとしたのはあながち不当とはいえない」（傍点、原文にそのまま）とする。
- 14) 伊藤正己前掲判例評釈120頁。これは、伊藤正己前掲書229-230頁（前註12）を憲法の私人間における間接適用を認めた趣旨と解しうるならば、矛盾しているようにも見える。

Ⅱ 情報化モデルケース

A 私人による侵害

② 日経マグロウヒル事件（東京地判昭和48年2月19日）

本件事案の概要は次の通りである。日経マグロウヒルとA社との間で、個人情報を取めたテープ（82,000人分の氏名・アドレスが取められている）のコンピューター処理を目的とする請負契約がとりかわされた。A社はこれをB社に下請注文に出し、B社はC社計算センターのコンピューターを使用して注文に応じた。該テープはA社経由で日経マグロウヒルに反却されている。ところが、該テープは返却される前に何者かによってコピーされたらしく、これをC社から甲社が82万円で購入した事実が後に判明したというものである。

本件では、A社が甲社を贓物故買で告訴するとともに、B社をも被告として損害賠償請求を提起するといった裁判の形をとったため、該テープに収められた個人情報主体の権利侵害如何が裁判では問題とならなかった。そのためか、管見の限りでは、本判決は一般にプライバシー判例として扱われないか、少なくともそうした判例の中で明確な位置づけがなされてこなかったように思われる¹⁵⁾。事案を一見しただけで、このような情報企業による個人情報の保管、利用の実態が極めて杜撰であることがわかる。このことは同時に、個人情報の所有主体の側から見た場合、かかる情報主体は個人情報の取扱いを営業内容とする私の情報企業の活動からこそ法的保護を受けるべき地位にあることを端的に物語っていよう。前述したように、私人間において対抗し合う権利の一方が表現の自由であるようなケース（典型的には、前出「宴のあと」事件）においては、憲法の私人間適用を疑問視する向きも見られた。しかし、本件のごときケースにおいてこそ、次のような理由でプライバシー権の憲法的承認が要請されるものと解される。第一に、こうしたケースでも「宴のあと」事件と同様、私人間における人権調整が問題となるが、前者では後者と異なり、表現の自由ではなく営業の自由との調整¹⁶⁾が問題となるにすぎず、この点で事案の性格が異なる。蓋し、表現の自由が憲法による人権保障の中でも精神的自由の中核

として優越的地位を占めるとされるのは周知のことに属するが、これに対して営業の自由をはじめとする経済的自由権は憲法上、公共の福祉による政策的制約に服することが明文で規定されているからである（憲法22条1項、同29条2項）。そうであるならば、「宴のあと」判決において表現の自由に対してさえ対抗しうる法的地位を裁判所によって肯認されたプライバシーの権利が、このような営業の自由よりも劣った法的保護しか与えられていないと考えるのは背理であろう。第二に、こうした性質のケースでは、情報企業によるコンピューター利用を中心とする個人情報の管理・支配の下で一般市民は個人としてそのプライバシー侵害に脅え不安感を増大させるといった所謂データ・バンク社会が問題の背景をなしていると考えられるからである。こうした点から見て、プライバシー権の憲法上の私人間適用が問題となるのは、私人たる個人による私事公表の場面というよりも、どちらかというとは大量の個人情報の取扱いを業務内容とする私人たる巨大情報企業（法人）によるプライバシー侵害の場面の方においてであるといえよう。本件日経マグロウヒル事件はこうした情報企業によるプライバシー侵害の危険性を明白に例証するものと見られ、プライバシー判例上そのような性質のケースとして基本的な位置づけが与えられるべきであろう。

B 公権力による侵害

- ③— a. 大阪証券労組事件（大阪高判昭和39年5月30日高刑集17巻4号384頁）
- ③— b. 国鉄田町電車区入浴事件（東京地判昭和40年3月8日下級刑集7巻3号334頁）
- ③— c. 京都市公安条例違反デモ事件（最大判昭和44年12月24日刑集23巻12号1625頁）

各判決の要旨は次の通りである。

- ③— a 「人はその承諾がないのに自己の写真を撮影されたり世間に公表されない権利（肖像権）を持つとすれば、それはプライバシーの権利の一つと

して構成することができる。プライバシーの権利とは私人が私生活に他から干渉されず、本質的に私的な出来事についてその承諾なしに公表されることから保護される権利である」とし、このような肖像権ないしプライバシーの権利を憲法13条によって根拠づけ、警察等の公権力を拘束するとした。

- ③—b 「人はその承諾がないのに、自己の写真を撮影されたり、世間に公表されない権利即ち肖像権を持つ。それは私人が私生活に他から干渉されず、私的なできごとについて、その承諾なしに公表されることから保護される権利であるプライバシーの権利の一種と見ることができよう」とし、このような肖像権ないしプライバシーの権利は憲法13条、「その他憲法の人権保障の各規定からも実定法上の権利として十分認め得る」とした。
- ③—c 憲法13条は、「国民の私生活上の自由が、警察権等の国家権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しているものということができる。そして、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう、姿態（以下『容ぼう等』という。）を撮影されない自由を有するものと言うべきである。これを肖像権と称するかどうかは別として、少なくとも、警察官が、正当な理由もないのに、個人の容ぼう等を撮影することは、13条の趣旨に反し、許されない」とした。

一連の事件は警察官等による無断撮影につき所謂肖像権を侵害するかどうか争われたが、とくに③—cは初の最高裁判決ということもあって注目された。③—c判決は「プライバシーの権利」ということばを明示してはいないものの、実質的に「最高裁自らが『国民の私生活上の自由』を13条の定める人権として確認し、理論構成したところに優れて憲法論上の意義を認めることができる」と評される¹⁷⁾。プライバシーの権利の一態様である肖像権を憲法13条によって根拠づけようとするこのような最高裁判決の傾向は、固より、それまでの③—a、③—bなど一連の下級審判決の積み重ねの上に立ってのことであるのは間違いのないところであろう¹⁸⁾。しかし他方で、これら一連の肖像権判決と、

プライバシー権の法的承認の点で画期的意義があったとされる前出①の「宴のあと」判決とのいわば「横のつながり」も看過しえないのではなからうか。そこには両者に共通の内在的論理が一貫して流れていると見られる。すなわち、裁判所は憲法13条によって根拠づけられるプライバシーの権利ないし肖像権を、「私事をみだりに公開されない」権利（「宴のあと」判決）、あるいは「私的な出来事についてその承諾なしに公表されることから保護される権利」（肖像権判決③-a）、あるいはその承諾なしに「写真を撮影されたり世間に公表されない権利」（同③-b）と定義づけ、一貫して、私生活の「公表」を権利侵害の中核的モメントに据える「私事公表の法理」により理解しようと努めている。そこに判例法理の上での連続性を見出しうるのではないか。

もっとも、両者は権利侵害の行為主体の点で決定的に異なる—前者は私人により、後者は公権力により惹起された権利侵害である。この点では、私人間における人権—プライバシーの権利と表現の自由との—調整が問題となる「宴のあと」型よりも、警察等の公権力の一方的な行使による権利侵害（公権力はいかなる意味でも人権の享有主体となりえない）が問題となる肖像権型の方がプライバシーの権利を憲法上の権利として独自に構成すべき積極的意義が認められてよいと思われる。したがって、対公権力との関係ではこの点を配慮して、裁判所はプライバシーの権利の憲法的保護の必要性を「宴のあと」判決よりもいっそう積極的に認めたものと解される¹⁹⁾。

しかし、もう少し仔細に検討してみると、一連の肖像権判決の中で、いちばん後の最高裁判決が肖像権を「みだりに容ぼう等を撮影されない自由」（もっとも、最高裁はこれを肖像権とは明言していないが）とだけ規定し、権利概念の中心から「公表」の契機を注意深く除去するのは、それまでの下級審の判断と異なった局面を見せていることがわかる。蓋し、警察等の公権力が個人又は集団の無断撮影を行なうのは、「公表」が目的でなく犯罪捜査が目的だからである。最高裁も公権力の無断撮影につき同様な見地に立つと解しうるならば、事案をなお何らかの私生活の自由とのかかわりで理解するにしても、従来の私事公表型ケースと全く同性質のものとして捉えてよいかどうかは疑しいと見ていた

のではなからうか。最高裁判決がそれまでの下級審判決と異なり、態々、「これを肖像権と称するかどうかは別として」といった婉曲的な表現を用いたのもこの点をそれなりに意識してのことではなかったか²⁰⁾。

のみならず、最高裁判決のこの論理をさらにそのまま押し進めてみると、一連の肖像権ケースにおいて、プライバシーの権利ないし肖像権を私生活の自由とのかかわりで理解しようとする裁判所の態度には疑問がある。肖像権判決で取扱われている個人の容ぼう等は日常的に公衆の面前に曝すことが多く、この点に注目すると、「公表」が例外であるよりもむしろ常態であるような身体の一部は、一般に公知性をもつとされる個人情報の一つに数えられるのではないか。実際、「宴のあと」判決では、私事公表型プライバシー権の成立要件の一つに「一般の人々に未だ知られていないことがらであること」が挙げられているのである。したがって、この局面では、もはや私生活とのかかわりでプライバシーの権利なり肖像権なりを説明するのには限界が存在するといわざるをえず、それ故、権利侵害の客体の性質の違いに応じた取扱いが求められているといえよう。すなわち、肖像権ケースで問題となっているのは私生活の公表行為ではなく、むしろ個人情報—容ぼう等や指紋²¹⁾—といった、本人を識別することが可能で、その人に固有な個人情報の収集行為、それも本人の人格的自立を危うくするような仕方での公権力の一方的な行使による事実上の強制処分たる収集行為なのである。このように見てくると、裁判所はプライバシーの権利の一形態たる肖像権を、自己の固有情報を収集されない権利（「自己情報コントロール権」ないし「情報プライバシー権²²⁾」の権利内容の一部を構成する自由権）として構成してこそ、政府のデータ・バンク化の事情をも踏まえた同権利の憲法的承認として判例法理上、より積極的な意義をもちえたのではないかと思われる²³⁾。

- ④ 京都市中京区長前科照会回答事件（最三小昭和56年4月14日、民集35巻3号620頁）²⁴⁾

本件最高裁判決で注目されるのは次のような伊藤正己裁判官の補足意見であ

ろう。「他人に知られたくない個人の情報は、それがたとえ真実に合致するものであっても、その者のプライバシーとして法律上の保護を受け、これをみだりに公開することは許されず、違法に他人のプライバシーを侵害することは不法行為を構成するものといわなければならない。このことは、私人による公開であっても、国や公共団体による公開であっても変わるところはない」と。

最高裁が補足意見にせよ、プライバシーということばを明示してプライバシーの法的保護を認めたのはこれが初めてである（1981年）。もっとも、伊藤補足意見の中の「その者のプライバシーとして法律上の保護を受け」といった表現から見ると、認められたプライバシーの権利が憲法上の権利かどうかは疑わしく、なお私法上の権利にとどまっているとの見方も可能であろう²⁵⁾。そのことは、引用文中のその直ぐ後で使用されている「公開」ということばと、その「公開」が私人によると公権力によるとにかかわらずプライバシー侵害→不法行為を構成すると述べられている部分を見るといっそう明かである。ここでは「私生活」ということばは使われていないが、他人に知られたくない個人情報に他人により「公開」されないことがプライバシーであることつかまえており、この点から、伊藤補足意見は事案を基本的に「私事公表法理」の適用場面と理解しているように見受けられる。そして、権利侵害の行為主体たる「他人」が本件では私人でなく偶々公権力であったということのようである。「宴のあと」事件についての前掲判例評釈からも見られる通り、伊藤説からすると、本件も基本的に私事公表モデルケースの延長上に位置づけられることになり、したがってまた、プライバシーの権利も私法上の権利として構成すれば足り、それ以上に取って憲法上の権利にまで高める独自の法的意義は認められなかったものと思われる（それ故、伊藤説は本件でも依然として、プライバシー権の憲法的承認には消極的態度を維持しているものと見て支えなからう。²⁶⁾）。

もっとも、このような伊藤説に立つとしても、私人間における人権（とくに表現の自由との）調整が問題となる「宴のあと」事件と異なり、本件では、いかなる意味でも人権の享有主体となりえない公権力による個人情報の「公開」が問題となっていることから、少なくとも「宴のあと」事件以上に、プライバ

シー権の憲法的な「理念のうらづけを示して²⁷⁾」その私法上の権利性を支え強める補強的意義が認められてもおかしくない筈である。ただ、本件は公権力による権利侵害であるという点では肖像権侵害事件と同性質の事案であるが、損害賠償を求めた民事事件であるという点では刑事事件である肖像権侵害事件とは異なる局面が見られ、その点では本判決は肖像権判決ほどにはプライバシー権の憲法的承認に消極たらざるをえない面もあるかもしれない。が、何れにせよ、このような伊藤説の論理に立って伊藤補足意見を読んだ場合、同補足意見がプライバシーの権利を憲法上の権利として承認したものとまで読み込むには、その文面上少々無理があるように思われる。

しかし、本件を本来そのような性質の事案として理解すべきであったかどうかはまた別問題である。本件は二つの基本的視点から見べきである。第一に、権利侵害主体が私人でなく公権力であること。第二に、権利侵害の行為態様が「公開」でなく個人情報の「外部提供」であること。便宜上、第二の点から検討する。前述したように、「私事公表の法理」は「私事」(又は「私生活」)と「公開」(又は「公表」)という二つのモメントから構成される。伊藤補足意見は本件において「私事」のモメントを介さず、それに代えて「個人情報」といった一見情報化社会的文脈で理解されそうな用語を用いてはいるものの、それ以上に「公開」というもう一方のモメントの方に重点を置いているように解される。その限りでは、同補足意見は、基本的には情報化社会の文脈においてよりも私事公表の文脈において見られるべきものである。なぜなら、もし前者の文脈に立ち、「私事」に代えて「個人情報」というならば、同様に「公開」に代えて「外部提供」という方が論理一貫するからである。しかし、同補足意見のこのような基本的思考様式とも不可分に関連するが、そもそも同補足意見の「公開」の捉え方そのものに問題がある。すなわち、同補足意見のように、公権力による個人情報の取扱いの中で「公開」という部分のみを全体から切断して見るのではなく、個人情報の収集・保有・内部利用・外部提供といった情報のフロー全体の中で当該情報の「外部提供」という公権力の行為を位置づけて見る必要がある。なぜなら、たまたま個人情報の「公開」が問題となったというのではなく、

個人情報の取扱いの各局面は相互に関連しながら各々その性質に応じた役割機能をもつが故に、そのような情報のフロー全体の中で位置づけられた「外部提供」がその行為態様の性質上表面に出てきて問題化したまでと考えるべきだからである²⁸⁾。また、第一の点とのかかわりでいうと、個人情報の「公開」が私人でなくたまたま公権力によって行なわれたからというのではなく、まさに人権の侵害主体となりうることはあっても人権の享有主体となりえない公権力による、このような情報のフロー全体にわたる管理・支配の下での個人情報（本件の場合、前科等の犯罪情報といった所謂センシティブ情報であることに注意）の「外部提供」だからこそ、そこに国民は個人としていっそう不安感を抱くのである。

これまで見てきたところからも明らかなように、このような政府のデータ・バンク化に対する国民の不安感に應えるに、「私事公表の法理」で対処するのでは自ずから限界があろう²⁹⁾。伊藤補足意見は、本件を基本的に私事公表ケースと同性質の事案とみなし、「私事公表の法理」の適用→私法上の権利といった理論構成をとったものと解される。しかし、所論のような基本的視点に立って見た場合、本件は同法理の適用場合というよりも、公権力による個人情報の管理・支配—政府のデータ・バンク化の事情を踏まえて、当該自己情報をそのフロー全体にわたってコントロールしうる情報主体の権利を憲法上の権利として再構成する「自己情報コントロール権」説ないし「情報プライバシー権」説の本来的適用場面であると解すべきである。本件に対するこうした「情報プライバシー権」説的理解は先の肖像権事件に対するのと基本的に異ならない。ただ、問題となる個人情報の公権力による取扱いの局面が、後者の事案では「収集」であるのに対し、本件では「外部提供」である点で異なるにすぎない。

- ⑤ 厚生省援護局在日台湾人調査票訂正請求事件（東京地判昭和59年10月30日、民事第24部判決³⁰⁾）

判決の要旨は次の通りである。「一般に、個人についての身上経歴等に関する情報を当該個人以外の者が保有する場合において、当該情報中に事実を反す

る部分が存する場合に、当該個人は右個人情報所有者に対して、事実と反する情報の訂正ないし抹消をいかなる権利に基づき、いかなる要件の下に請求するものと解すべきかは困難な問題というべきであるが、右個人情報が当該個人の前科前歴、病歴、信用状態等の極めて重大なる事項に関するものであり、かつ、右情報が明らかに事実と反するものと認められ、しかもこれを放置することによりそれが第三者に提供されることなどを通じて当該個人が社会生活上不利益ないし損害を被る高度の蓋然性が認められる場合には、自己に関する重大な事項についての誤った情報を他人が保有することから生じうべき不利益ないし損害を予め回避するため、当該個人から右個人情報保有者に対して、人格権に基づき右個人情報中の事実と反する部分の抹消ないし訂正を請求するものと解する」と。

これまで見てきた通り、判例上、プライバシーの権利を自己の私生活の秘密をみだりに世間に公表されない権利と定義づけ、これを私法上の権利として認めようとする私事公表の法理が形成され定着してきた。先に見た「前科照会」事件もその例外ではなかったが、本件もまたこのようなこれまでの判例法理を踏襲しようとしているかに見える。とりわけ、本判決が、事実と反する個人情報が「第三者に提供されることなどを通じて当該個人が社会生活上不利益ないし損害を被る高度の蓋然性が認められる場合」を訂正請求成立の要件の一つとして挙げる点は、本件事案を私事公表ケースの一環として捉えていることの証左であろう³¹⁾。ここでも、「前科照会」事件における事案理解のキーワードであった「公開」が「第三者に提供されることなどを通じて」というふう言い換えられて、それが訂正請求が認められるかどうかの^キ鍵になっているのである。なるほど、「前科照会」事件では個人情報の「公開」が裁判における直接の争点となっており、裁判所がこの点だけを捉えて事案を私事公表法理の適用場面と見なすのも理解できないわけではない。しかし、本件で主たる争点となっているのは、「社会生活上の不利益ないし損害」の立証可能性が将来の「蓋然性」に依存する「第三者」への「提供」などではなく、そのような「公開」ないし「提供」以前の、公権力内部における個人情報の、それも事実と反する—と情

報主体が主張する一個人情報の現に政府によって行なわれつつある保有行為なのである。ことここに至るともはや、本件を私事公表ケースと捉えることの限界性は明らかであろう。このような裁判所の態度については、先の「前科照会」判決において指摘したことが本件でも基本的にあてはまるが、本件の場合、裁判における主たる争点に限っていうと、「公表」のモメントが全く介在する余地がないだけにいっそうそのような指摘があてはまる。しかしながら、公権力による個人情報の管理・支配に対する情報主体のコントロール権を憲法上の権利として承認しようとしないうちのこれまでの判例法理を踏襲する以上、「第三者」への「提供」段階以前の、公権力内部で現に保有中の事実と反する一と情報主体が主張する一個人情報に対する訂正請求が「いかなる権利に基づき」認められるか「困難な問題」であるのは、従来の判例の論理の行くつくべき当然の帰結を示すにすぎないであろう。のみならず、これまでの判例が先の「前科照会」判決をはじめ概ね（前出②昭和44年肖像権最高裁判決を例外として）「プライバシー」なり「プライバシーの権利」なり「肖像権」なりのことばを明示してきたのに対して、本判決がついに一言も「プライバシー」ないし「プライバシーの権利」に言及せずに終ったのも、判例の法理と論理の限界をこれまで以上に露呈したという点では、まことに特徴的なことといえようか。

前述したように、本件でも先の「前科照会」判決において指摘したことが基本的にあてはまるが、それ以上に明確に「情報化モデルケース」と捉えるべき特徴を具えており、したがってまた、このようなケースには、公権力が管理・支配（本件ではとくに行政機関内部での保有行為）するところの自己情報に対するコントロール権により対処するのが妥当であったように思われる。ただ、「前科照会」事件が公権力に対して自己の情報を本人の承諾なしに外部に提供するなという不作為を求めたケースであるのに対して、本件は公権力に対して事実と反する自己情報を訂正せよという作為を請求したケースである。この点、注意を要する。すなわち、後者は公権力に対する作為を権利内容とするいわば「請求権的プライバシー権」であるということができよう。そして、本件で問題となるこのような性格のプライバシー権を憲法上の権利として承認する際に、

これをそれ自体一つの具体的権利性を具えたものと見るならともかく、なお抽象的権利にとどまっていると解するならば³²⁾、それがどのような具体的な要件の下に認められるかの問題は司法的解決の課題としてのみならず立法上の課題としても別途に出てこよう。これについては、現在では1988年の個人情報保護法により立法的解決が図られている³³⁾。

15) 本判決をとりあげるものとして、奥平康弘「情報化社会」、山本、塩野、奥平、下山：未来社会と法—現代法の諸問題、329頁以下（筑摩書房、1975年）。奥平論文では、わが国における情報産業の情報管理の杜撰さ、国によるプライバシー保護の不備、そしてそうした状況の根底に存在すると見られるプライバシーの権利を情報主体の権利として捉える思考の未成熟といった点が鋭く指摘されている。もっとも、そこでも本判決が他のプライバシー判例との関係で位置づけられている訳ではない。

なお、OECDの理事会勧告を直接の契機として政府の求めて開催された「プライバシー保護研究会」（加藤一郎座長）の報告書の中では、この事件が新規立法措置の必要性を理由づける立法事実の一環として（もっともプライバシーが実際に侵害されたというのでなく侵害の危険性を指摘するための事例として）位置づけられている。この点は、前出「林研究会」報告書における立法事実の認識と対比して見ると興味深い。

16) 因みに、前出（註7）の保護法第1条は、「この法律は…行政機関の保有する…個人情報情報の取扱いに関する基本的事項を定め…」と規定し、立法措置による規制対象の範囲を行政機関に限定し民間部門を対象外とする。これは政府解釈によると、第一に、行政改革を理由とする政府の方針（第二臨調最終答申）に基づく立法政策であること、第二に、民間部門規制については営業の自由との調整が問題となることなどがその理由として挙げられている。〔総務庁行政管理局行政情報システム参事官室監修：逐条解説個人情報保護法48頁以下（第一法規、1989年）〕。このような政府解釈に対して、前註「プライバシー保護研究会」報告書が民間部門をも規制対象の範囲に含めるのは注目される。荻坂和邦「個人データの処理に伴うプライバシー保護対策—プライバシー保護研究会報告を中心として」：自治研究59巻2号、50頁以下、とくに52-53頁（1983年）によると、同報告書は、民間部門の規制につき「システムの内容、規模及び処理方法は、業種の違いなどによって、多種多様であることから、規制の範囲、方法については、これらの差異を考慮する必要がある」とした上で、業種の区分に応じたきめ細かな規制措置を講ずるよう提言しているという。なお、民間部門をも規制対象とする地方公共団体の立法例として春日市個人情報保護条例（3条、6条、19条など）があるが、これは、「個人情報に対する危険は、むしろ自制度のより低い野放し状態にある民間部門の方に大きくあるといえるのであって、民間部門を規制の対象から外してよいという理由は少しもない」ことを論拠とする（春日市個人情報保護研究会編：個人情報保護への新時代、30頁（川上宏二郎執筆）（第一法規、1985年））。

- 17) 高野真澄「憲法13条の定める権利の性格と肖像権」：別冊法学教室憲法の基本判例、46頁。本判決につき他に、鴨野幸雄「被疑者の写真撮影と肖像権」：憲法判例百選Ⅰ（第二版）、32頁以下（1988年）など。
- 18) 高野真澄前掲論文、45頁。
- 19) 佐藤幸治「プライバシーの権利」249頁は、「対公権力との関係ではもとより」プライバシー権の憲法上の「積極的根拠づけが必要と解される」とする。
- 20) 三つの肖像権判決（③—a、b、c）におけるプライバシーの権利ないし肖像権についての定義の仕方から気づくことは、前二者が「撮影されたり世間に公表されない権利」といい、「撮影」のみならず「公表」をも前提にして私生活の自由を論じている点である。これに対して、三つの判決のうちいちばん後の最高裁判決は注意深く「プライバシーの権利」ということばを避けた上で、単に「撮影されない自由」とだけ述べ、「公表」を問題としていないのは注意を要する。蓋し、警察等の公権力が無断で個人又は集団の写真撮影を行うのは、「公表」が目的ではなく犯罪捜査が目的だからである—結果的に、あるいは捜査の必要報道機関等に「公表」することがありうるとしても、それはそれで「公表」時にプライバシーの権利が別途問題となる余地があろうが。最高裁もこのような判断の上に立つと見るなら、それまでの下級審判決と異なり、本件を私事公表ケースの延長上に捉えることにあるいはちゅう著を覚えていたとも考えられる。そうであるなら、先の「宴のあと」判決と、一連の肖像権事件のうち一の下級審判決はともかく一少なくとも最高裁判決との間には、判例法理上の内的な連続性を見出し難いとの見方も可能であろう。
- 21) 外国人指紋押捺拒否事件（東京高判昭和61年8月25日）でも、裁判所は指紋押捺強制からの自由を憲法13条が保障する「私生活上の自由の一つ」として認めた。この判決も、以下の判決要旨から明らかなように、プライバシーを「私生活の自由」とのかかわりで理解しており、その意味では概ね私事公表ケースの系譜に属する判例の一つと見てよい。
- 「指紋は万人不同、終生不変の身体的特徴であって個人を識別するうえでも確実な手段となりうるものであるから、その情報は本来各個人の自由な管理にゆだねられるべきものであること及びその特性のゆえに犯罪捜査上重要な役割りを果たしてきた指紋の押なつを強制されると犯罪者扱いをされたような不快感、屈辱感を覚えることを併せて考えると、人は、個人の尊重の理念に基づく個人の私生活上の自由の一つとして、その承諾なしにみだりに指紋押なつを強制されない自由を有するものというべきである。これをプライバシーの権利と称するかどうかは別として、国家権力が、正当な理由もないのに、指紋の押なつを強制することは、憲法13条の趣旨に反し、許されないものといわなければならない」と。
- 肖像権事件最高裁判決について（③—c）指摘したのと同様なことがここでもいえる。第一に、単に「みだりに指紋押なつを強制されない自由」とだけいい、指紋情報の「公表」を問題としていないこと、第二に、そのすぐ後に文章を続けて、態々、「これをプライバシーの権利と称するかどうかは別として」といった婉曲的な表現を用いて、直截に「プライバシーの権利」と宣言していないこと。

なお、本判決につき、根森健「指紋押捺拒否とプライバシー」：憲法判例百選Ⅰ（第二判）、36頁以下（1988年）など。また、内野正幸「指紋押捺強制と定住外国人」：ジュリスト870号、46頁以下（1986年）、浦部法穂「指紋押捺強制とプライバシーの権利」：ジュリスト908号、45頁以下（1988年）など。

- 22) 憲法学説にいう「自己情報コントロール権」説ないし「情報プライバシー権」説（その首唱者は、例えば、佐藤幸治前掲書316頁以下）は、これまでのところその具体的な適用例を判例上見出しえないように思われる。
- 23) 佐藤幸治前掲書317頁も、肖像権ケースにつき一同書では③—cが例として挙げられている。「『情報プライバシー権』の問題として理解することができる」とする。ただ、憲法上の保護に値する個人情報の範囲画定に際し—何らかの道徳的ないし人格主義的な評価基準を採用するとして—「高度に個人的でかつセンシティブであること」、「公衆にとって利用可能なものとなっていないこと」（前掲注釈日本国憲法上巻293頁—佐藤幸治執筆）などを基準とした場合、容ぼうは指紋と較べて、身体の一部として見たとき、所謂「固有情報」にあてはまるといえるかどうか。しかし、何れにせよ、「『外延情報』であっても、道徳的自律の存在としての個人の生活様式を危うくするような形で収集」（同上前掲書296頁—佐藤執筆）されてはならないのであるから、個人の容ぼうの無断撮影は、一定要件を具備した犯罪捜査といった政府のやむにやまれぬ利益によって正当化される場合を例外として、「道徳的自律の存在としての個人の生活様式を危うくするような形」での「外延情報」の収集にはかならず、憲法13条に反し許されないというべきであろう。

何れにせよ、後述するように、裁判所はこれまでのところ、公権力による個人情報の収集に限らず保有、内部利用、外部提供などが問題となった事案においても、政府のデータ・バンク化の事情を踏まえたプライバシー権の憲法的承認に必ずしも積極的な姿勢を見せているとはいえない。

- 24) 判決要旨は次の通りである。「前科及び犯罪経歴（以下『前科等』という）は人の名誉、信用に直接かかわる事項であり、前科等のある者もこれをみだりに公開されないという法律上の保護に値する利益を有するのであって、市区町村長が、本来選挙資格の調査のために作成保管する犯罪人名簿に記載されている前科等をみだりに漏えいしてはならない」と述べた上で、本件前科等の「公開」は違法な公権力の行使にあたるとした。

本判決につき、平松毅「弁護士法にもとづく前科照会とプライバシーの権利」：ジュリスト昭和56年度重要判例解説、17頁以下（1981年）、石村修「前科照会とプライバシー」：憲法判例百選Ⅰ（第二版）34頁以下（1988年）。また、竹中勲「行政機関によるプライバシー侵害と救済方法—最（三小）判昭和56・4・14の検討を中心として—」：神戸大学教養部紀要「論集」29号、55頁以下（1982年）。

- 25) これに対して竹中勲前掲論文58頁によると、「『プライバシー』の用語を用いつつ憲法上のプライバシーの権利につき明示したものは、最高最判決の段階のものとしてはこれが最初のものであろう」とする。なお、竹中論文と異なる見解として松井茂記前掲論文31頁は、「最高裁は、ここでもプライバシー権と明言していないし、その権利が憲法

上のものか民法上のものかも明確ではない。しかし、補足意見にすぎないとしてもプライバシー権が初めて最高裁判決の中で承認されたこと、そして最高裁が政府によるプライバシー権侵害に対し損害賠償責任を負うことを示している点で、この判決は注目されよう」という。

- 26) 竹中勲前掲論文58頁が伊藤補足意見に憲法上のプライバシー権承認を見るのは、最高裁多数意見が「法律上の保護に値する利益」にとどめたのに比し、同補足意見が「個人の情報」といった用語を用いた上で「プライバシー」のことは明言した点をとらえて、そこに「情報プライバシー権」説との「類似性」を見出したからではないか。しかし、同補足意見が「情報プライバシー権」説に立つとしても、何故、「同補足意見にいう『プライバシーの権利』の外延」が「『情報プライバシー権』説におけるそれよりも狭く、個人情報取得、保管、内部利用の段階には同権利は及ばないこととなる」（竹中前掲論文58頁）のか説明されていないように思われる。私見では、本文で述べた通り、伊藤補足意見は憲法上のプライバシー権の承認につき消極的態度をとるものと解する。第一に、同補足意見が「その者のプライバシーとして法律上の保護を受け」という場合の「法律」に憲法を含めて考えるのには少々無理がある。第二に、補足意見が個人情報の収集、保有、内部利用を問題にせず外部提供のみを問題にするのは、事案を私事公表ケースの延長上に捉えているからであると見る方が自然である。以上二点の見方を前提として、そうであるからこそ補足意見は「憲法何条に基づき根拠づけられるかについては言及していない」（竹中前掲論文58頁）のである。
- 27) 伊藤正己前掲書230頁。併せて、註12)も参照。
- 28) 公権力による前科情報の取扱いにつき、情報の流れ全体から見た場合、外部提供以前の保有保管、内部利用段階でも問題となる（この問題は、前科情報ではないが同種のセンシティブ情報の取扱いにつき、後出の厚生省援護局在日台湾人調査票訂正請求事件においていっそう明確な形をとってあらわれることになる）。竹中勲前掲論文60頁以下によると、市町村における犯罪人名簿の作成保管は、検察庁による既決犯罪通知を受けて行われているが（これは、個人情報の行政機関における内部利用に該る）、このような市町村における犯罪人名簿の作成保管については法律上の根拠が存在せず、選挙権・被選挙権の有無の調査（公職選挙法11条）等のためとはいえ、市町村が前科情報の保有保管を法律の根拠なしに行なうのは問題であろう。他に、辻本義男「『前科』で戸籍はよごれない」：法学セミナー1988年8月号特集個人情報・プライバシー、64頁。
- 29) 本稿ではとりあげることができなかったが、1973年に起きた山形県鶴岡市住民基本台帳まる写し事件（ダイレクトメール会社が鶴岡市の住民基本台帳をまる写しにして一冊35000円で販売した事件）なども、私事公表の法理で対処するには限界があり、「情報化の法理」で理解すべきケースであろう。この点、阪本昌成「住民基本台帳の公開とプライバシーの保護」：同著『プライバシー権論』220頁以下（日本評論社、1986年）が、いわゆる「私事的プライバシー法理の限界」として指摘しており、参考になろう。また、現行の改正住民基本台帳法11条が原則として採用する住民基本台帳の公開制と住民票記載の情報主体の憲法上のプライバシー権との関係につき、竹中勲「憲法上のプライ

プライバシー権の条例による具体化の意味—住民票写し等交付申請書の本人開示請求(一〇〇)：自治研究65巻11号92頁以下、同12号84頁以下（1989年）。

- 30) 本判決につき、阪本昌成「『人格権』に基づく自己情報の訂正請求権—在日台湾人調査訴訟東京地判昭和59・10・30を素材にして」：同著『プライバシー権論』187頁以下（日本評論社、1986年）。
- 31) 阪本昌成前掲書199頁もこの点を指摘する。それによると、「本件判決の示す要件は、公表事件における思考法に影響されすぎている、と評さざるをえない。公権力による個人情報の保有に対抗するためのプライバシー権は、外部提供の有無にかかわらず（つまり、内部資料として保管する場合であっても）、社会的不利益や損害をこうむる『高度の蓋然性』を不問にして、はじめて存在理由をもつ」とされる。
- 32) 佐藤幸治「プライバシーの権利」によると、憲法上のプライバシー権のこのような請求権的側面は、「それ自体としては通常は抽象的権利たるとどまり、具体的権利となるには法律上の裏づけが必要となる」（佐藤同論文253頁）とする。他に、同じく佐藤幸治前掲書317頁、同「プライバシーと知る権利」：法学セミナー1984年11月号、特集プライバシーと法、27頁なども参照。
- 33) もっともこの点、保護法17条は、「保有機関の長は…開示に係る処理情報の訂正等の申出があったときは…遅滞なく調査を行ない、その結果を申出をした者に対し、書面で通知するものとする」と規定し、「訂正等の申出」にとどめ「請求権」まで認めるものとはなっていない。いうまでもなく「申出」は行政機関の職権発動の端緒にすぎず、行政機関の判断を拘束するものではない。政府解釈によると、「申出に対して保有機関が調査の結果を通知することは、行政不服審査、行政事件訴訟の対象となる行政処分ではない」（総務庁行政管理局行政情報システム参事官室監修：前掲書、199頁）とする。固より、保護法のこのような「申出」規定では、訂正等の請求を裁判によって確保しうる途が閉ざされ、「請求権的プライバシー権」の抽象的権利性の具体化としては極めて不十分な内容のものといわざるをえない。すなわち、「情報の正誤の評価は分かれやすいものであるから、訂正・削除の要求が拒否されることがありうると考えなければならない。その場合、司法審査の可能性がなければ、具体的権利の保障とはいえない」であろう（佐藤幸治「プライバシーの権利」、253-254頁）。したがって、少なくとも訂正請求権の面では十分な立法的解決が図られているとはいえない現状にあることは確かである。今後、裁判において本件と同性質の事件が提起された場合、このような不十分な「申出」規定との関係で、憲法によるプライバシーの権利保障がどのような法的意味をもつのか問われることになろう。

結びにかえて

(一) 裁判所のプライバシーの権利に対する態度について、これまでの検討から得られる所見は次の通りである。第一に、私法上のプライバシーの権利につき、判例上これが承認され確立していることは疑いのないところであろう。とくに最高裁が補足意見にせよ明示的承認を与えたことは特筆に値する(④「前科照会」判決—以下、④判決とする)。第二に、憲法上のプライバシーの権利につき、裁判所は①と③—a、bの判決において明示的に承認した。また、最高裁も③—cにおいて「プライバシーの権利」のことは使わないにせよ、実質的にこれを承認したものと見てよい。

しかし、だからといって憲法上のプライバシー権について裁判所が積極的態度をとっていると見るのは早計であろう。プライバシー判例を全体として見た場合、必ずしもそのようにはいえない。このような見方に立つ場合に問題となるのは、プライバシーの権利を憲法上承認した①と③の判決を全体の中でどう位置づけ、両判決の意義をどう評価するかである。なるほど、裁判においてプライバシーの権利が憲法的承認を得たのは確かであり、とりわけ③—cの判決が最高裁レベルのものであるのは注目される。この点、本稿の冒頭でも言及した「林見解」には疑問がある。ただ、問題は両判決に内在する論理構造と、かかる憲法的承認がどのような判例上の法理により基礎づけられた結果なのかということである。そこには一貫して通徹する判例法理が存在し、①③の判決とて例外でないことがわかる。すなわち、裁判所は、「私生活」と「公表」のモメントを権利概念の中核に据えた「私事公表の法理」により、①～⑤判決全体を通じて終始対処しており、その限りでは、プライバシーの権利を私法上の権利として構成することで満足しようとするかのごとくである。①の判決はいうまでもなく同法理本来の適用場面と見られ、そのような場面でのプライバシーの権利の憲法的承認は、それはそれで画期的意義もつものではあろうが、そのことは同時に、同法理の適用可能な共通の論理的枠内での憲法的承認というその後の判例の基本的思考様式を方向づけるものとなったのである。③の判決

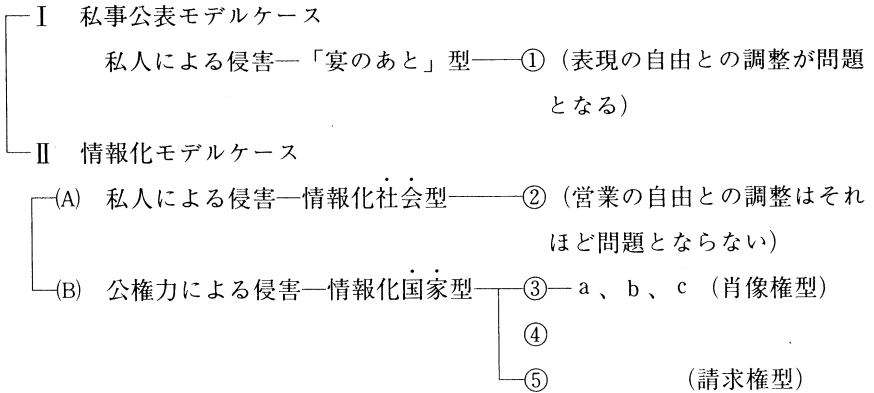
も、対公権力との関係からより積極的な憲法上の根拠づけを必要としたのであろうが、基本的には私事公表ケースの延長上に自らを位置づけているように見える（とりわけ③—a、b）。もっとも、この点、③—c判決には疑問がないではない。同判決が「プライバシーの権利」のことは注意深く避け敢えて婉曲的な表現を用いたのは、このような自己定位をもちや維持しえないという裁判所の認識の現われではなかったか。そこに同法理の限界とともに、それが故のプライバシー権の憲法的承認に対する裁判所の慎重な姿勢を読み取ることができる。しかも、「プライバシーの権利」を一言も明言しないこの判決が憲法上のプライバシー権を承認したとされる唯一の最高裁判決なのである（④の最高裁判決については、前述した通り、私見では憲法上の権利を認めたものと解する立場に立たない）。のみならず、このような裁判所の慎重な姿勢は、④⑤の判決においていっそう強められたかのように見える。①のケースパターンとは明らかに局面を異にすると思われる④⑤のケースにまで同法理適用の論理に固執しようとするから、ことさらプライバシー権の憲法上の権利性承認に消極たらざるをえないのであろう。そしてその背後には、政府のデータ・バンク化の事情を積極的に考慮しようとしないう裁判所のリジッドな姿勢を窺うことができる。

さしあたり結論めいたものを述べると次の通りである。

裁判所が憲法上のプライバシー権を承認するのは確かである。しかし、裁判所のこのような憲法的承認が依拠する法理は「私事公表の法理」である。これがプライバシー判例の法理として形成され定着してきているのは間違いのないところで、そこには同法理によりプライバシーの権利を理解しようとする一貫した判例の論理が内在する。そしてこのことは同時に、憲法上のプライバシー権の承認にとっても、政府のデータ・バンク化の事情を踏まえた上で、「情報プライバシー権」に依拠した理論構成をとるような憲法的承認を意味せず、判例法理上の限界を露呈してもいた。その限りでは、裁判所はプライバシー権の憲法上の権利性を必ずしも積極的に承認しておらず、なお私法上の権利の承認にとどまっているとの見方も可能であろう。また、そのような意味でのみ、

「林見解」は正鵠を射たものといえよう。

(二) 憲法上のプライバシー権につき、裁判所は「私事公表ケース」では承認するものの—それはそれで画期的意義をもつとしても—その承認をやむにやまねば必要とする本来の局面である「情報化ケース」において必ずしも積極的な態度をとっているとはいえない。ここであらためて、これらのモデルケース毎に権利侵害の主体や行為態様を基準にしながら整理したプライバシー判例の極く簡単な^{カテゴリー}類型化のチャートを提示すると次のようなものとなる。



憲法上のプライバシー権のより積極的な承認が求められる場面たる「情報化モデルケース」とは次のような三つの基本的特徴をそなえたケースである。

(1)政府もしくは情報企業による個人情報の収集、保有、内部利用、外部提供といった情報のフロー全体にわたる管理・支配の下で、その一局面又は複数の局面にまたがる権利侵害であること。

(2)かかる権利侵害如何が、対公権力もしくは対情報企業との関係で争われること。

(3)他の人権—表現の自由ないし営業の自由—との調整が全く問題とならないか、比較的問題とならないこと。

以上。

(1992年5月26日 脱稿)